

令和5年度青森市LPガス料金高騰対策事業支援金Q&A

Q1 青森市外の事業所において、一部青森市内に供給先が存在する場合、本事業の対象先であるとの理解でよいか。

A1 青森市内の利用世帯が支援の対象ですので、事業所の市内外は問いません。

Q2 青森市に顧客がいる営業所がいくつもある場合は、本社から申請するのか、営業所から申請するのか。

A2 本社から申請をお願いします。

Q3 コミュニティガス（旧簡易ガス）事業も対象となるのか。

A3 LPガスの利用世帯であれば対象となります。

Q4 利用実績が無い（0 m³）場合、支援の対象となるのか。

A4 ガスメーターが閉栓中の場合は、基本料金が発生しませんので対象外です。利用実績が無い（0 m³）の場合でも、開栓中であり基本料金の支払いがある場合は、対象となります。

Q5 使用量が少なく、基本+従量料金の合計が税込1,000円未満の場合でも対象となるのか。

A5 基本+従量料金の合計が税込1,000円未満の場合でも、全額支援の対象となります。

Q6 屋号は事業所（例：〇〇理容店、〇〇鮮魚店）だが、実際は一般家庭で使っている場合は対象か。

A6 一般家庭で使っているのであれば、対象になります。

Q7 店舗兼住宅の場合は対象となるか。

A7 一般家庭部分のみ対象となります。また、事業所部分と一般家庭部分が分けられない場合でも対象となります。

Q8 2世帯住宅の場合は？

A8 同敷地内であっても、世帯ごとに契約（メーター）していれば、それぞれ対象となります。

Q9 集合住宅で会社が契約している場合は対象となるか。

A9 入居者と直接契約していなければ対象外となります。

Q 1 0 法人名での契約で、社宅として利用しており、用途を家庭用としている場合は対象となるか。

A 1 0 入居者自身と契約していれば対象ですが、法人（会社）と契約している場合は対象外となります。

Q 1 1 本事業には必ず参加しなければならないのか。

A 1 1 市内の一般家庭の負担軽減を図るため、多くの販売事業者の参加をお願いします。

Q 1 2 登録ガス小売事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者）が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法の手続きは必要か。

A 1 2 値引きを実施する場合、ガス事業法第14条及び第15条に基づく、供給条件の説明義務及び書面交付義務が必要となりますが、今回の本市の値引きにおいては、東北経済産業局 電力・ガス事業課から、広報あおもり8月15日号や市ホームページへの掲載により、書面交付等は不要であることを確認しています。

Q 1 3 値引きは消費税課税前か。

A 1 3 値引きは消費税課税前の元値から行います。値引き後に課税し、請求額を算出します。

（例） 値引き前：税抜き5,000円（税込み5,500円）の場合

5,000円（元値）－1,000円（値引き分）＝4,000円

4,000円 × 1.1（消費税）＝4,400円 … 消費者への請求額